

○埼玉県収用委員会の情報公開の総合的な推進に関する要綱

平成21年2月 4日 埼玉県収用委員会決定

令和 3年2月17日 埼玉県収用委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表の内容等)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定するその他実施機関が定める事項は、収用委員会が指定するものとする。

(公表を行う者)

第3条 条例第4条に規定する情報の公表は、収用委員会事務局長が行うものとする。

(公表の方法)

第4条 条例第4条に規定する情報の公表は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）を総務部文書課の県政資料コーナー（以下「県政資料コーナー」という。）及び収用委員会事務局において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨を県のホームページに掲載して行うものとする。ただし、情報が大量であるなど県のホームページに掲載できないことに合理的な理由がある場合は、文書等を閲覧に供することのみとすることができるものとする。

(情報の提供)

第5条 条例第6条第1項に規定する情報の提供は、収用委員会事務局長が次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 県政資料コーナーでの閲覧
- (2) 収用委員会事務局での閲覧
- (3) 県のホームページへの掲載
- (4) 県の発行する広報紙への掲載
- (5) 印刷物の配布
- (6) 有償刊行物の頒布
- (7) 報道機関への資料提供
- (8) その他収用委員会事務局長が効果的と認める方法

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。